

令和5年度第1回三島市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 令和5年8月24日（木） 開始：午後3時30分 終了：午後5時01分

場 所 三島市役所大社町別館 防災研修室

出席者 委 員 村田耕一会長

高橋徹司 三枝直恵 伊東忠彦
吉富雄治 渡辺貴 三宅秀樹 斎藤彰久 土佐谷純子
宮下知朗 河野月江 佐野淳祥 土屋利絵
榎原克彦

事務局 佐野健康推進部長

(保険年金課) 沼上課長 戸塚主幹 方波見副主任 青木主査
(課 税 課) 鈴木課長 山口副参事 池田主査
(市税収納課) 佐藤課長
(健康づくり課) 千葉係長 大石主任保健師

区 分 公開

傍聴人 0人

内 容

運営協議会

1 村田会長挨拶

2 事務局より委員定数報告（17人中14人の出席により開催要件を満たす）

3 議事録署名人として、吉富雄治委員、土佐谷純子委員の2名を選出。

4 議題

(1) 第1号議案（報告）「令和4年度 国民健康保険特別会計歳入・歳出決算書（案）について」
○事務局より資料に基づき説明

○ 質疑応答

委 員：第1号議案の報告の11ページにある保険者努力支援制度の分析資料で、三島市が県内で35市町中4位という説明がありました。大変素晴らしい成績だなと思っていて、下の表を具体的に見ていきますと、得点率で100%という数字が非常に目につきますが、それ以外のところで共通指標1、指標2の健診受診率やメタボの減少率であるとか、がん検診等の受診率であるとか、またその下の固有指標1の収納率向上に関する取り組みの実施状況が上がっていくと、得点率が68.2%よりもっと上回っていくのではないかなど感じるところなんですかけれども。この対策について、ここはなぜこんなに低いのか、健診受診率等が13%という低い数字になってしまうのかということを、その3点に絞ってお聞かせください。

事務局：事務局でもこの点は気になって、調べさせていただきました。指標の具体的な項目は報告書には記載されていませんが、項目の内容は割と厳しくて、県内でも、どういう市町が点数を取れていて、三島市がどのくらい取れていないのかという状況を見させてもらったんですけれども、60%っていう特定健診の受診率をまず満たさないと、高得点が取れないような仕組みになっております。その項目で点を取れている市町は県内ではありませんでした。その中で、今度は健診の受診率の順位で、国内で上位何割に入っているかというところでポイントを稼ぐようになっているんですけども、やはりそこが三島市は上位に入ってこないので、ポイントは稼げていません。ですので、今後も未受診者対策に力を入れて、受診率向上を目指していく中でポイントが取れるようにしていきたいなど、特定健診のところについては考えております。

その次に、二つ目のがん検診のことですが、がん検診の受診率・歯周疾患の項目についても、ほぼ同様でして、国の基準がかなり厳しくて、大体の市町において得点が取れていない中で、やはり三島市は受診率が極めて高いというところにないもので、なかなか点数が取れていない状況があります。こちらにつきましても、やはり受診率を上げるために、周知をしていくしかないのかなというのが一点。それと、あともう一つ、がん検診につきましては、国保の人間ドックを受診される方や、あるいは、職場などでがん検診を受けてらっしゃる方については、三島市のがん検診の受診率に含めていないので、その辺りが要因となって受診率がなかなか上がってこないという状況もあるのかなと考えております。ここも今後、検討しなければいけないところかなと思っております。

会長：収納率についてお願いします。

事務局：収納率向上対策についてお答えいたします。国民健康保険税の収納率向上というのは非常に難しいところでございまして、一般会計と比べると確かに収納率は低いです。というのは、国民健康保険税の構造的な問題がまず一つございます。国民健康保険税の加入者の中には、失業されて社会保険から国民健康保険に移行される方、また定年退職をされて、後期高齢者医療の加入前に、国民健康保険に加入をされる方がいらっしゃいます。こうした方の一番の問題は、所得が低いということが挙げられます。こうした方に、一般会計の市税と同じような、財産の差し押さえを中心としたかなり強硬な収納率向上対策をしてしまうと、大変なことになってしまいます。生活が破綻してしまうということに繋がります。実をいうと、こういう方はコロナ禍を経た現在でも、まだ多くいらっしゃいます。ですので、ドラスティックな思い切った対策というのは非常に取りにくいものであるということを、まずご承知おきいただきたいと思います。こういったものについては、王道はございません。引き続き、そのような方に寄り添った形の、納めやすい分割納付であるとか、徴収猶予を組み合わせる形の収納率向上対策、また、収納率を向上させるために必要になってきますのは、徴収が困難であると判定した方については執行停止をかけていく。不納欠損に向けた、いわゆる債権放棄ですね。ただ、これが即時というわけにもいかなくて、大半の方は3年間様子を見なければなりません。ここに関しても、かなりの件数につきまして、勧奨しているといいますか、収入の見通し・先行きについてしっかり調査をして、毎年分析をしておりますので、ご理解をいただければと思います。

委員：最初の特定健診、60%以上必要ということとか、がん検診も同様に高い目標値が必要ということで、右下の表を見ると全国よりも三島市は受診率が高いので、なぜそんなに指標が高く設定されているのか、ちょっと解せないところもあるんですけども、ぜひ、向上に努めていただければありがたいなと思います。

あと収納率に関しては、被保険者の収入状況によって、保険税額は違うと思うんですけれども、それでもやっぱり支払えないという方が、多くいらっしゃるということなんでしょうか。とすると、保険税額が、その方の生活に合っていない金額になっているのか、そこをもう一回お聞きしたいです。

あともう一点、県からの特別交付金が約5,000万、4,900万円ありますよね。これが仮に、得点率が100%なった場合は、どれぐらい違うのかというのも、わかれば教えていただきたいです。その二点、お願ひします。

事務局：先程の収納率の関係ですけれども、税に関して一般的にそうなんですけれども、前年の収入所得が翌年課税される。国民健康保険でもそこは一般税と同じで、前年の収入所得を基に翌年課税となります。やはりここで一番問題となってきますのが、退職をされた方です。この方は、前年は働いていて収入があったんですけども、翌年は極端に言って無収入になってしまう方もいらっしゃいます。こういった場合、課税されたものが適正かどうかという点では、法律的には適正なんですけれども、やはり税の構造的な問題で、どうしても支払えなくなってしまう場合はございます。これについては、ご理解をいただきたいと思います。県内全部で35市町あるうちの、確かに、国民健康保険税全体の収納率の順位は22位ぐらいですので、確かに半分以下の順位ではございます。やはり全体的なこの数字を見ますと、所得の多かった方が、国保から離脱してしまうという構造的な問題もあります。所得が多くなってまた社会保険に加入されてしまう方、あるいは、今まで堅実に年金所得で納められていて後期高齢者に移行してしまう方、こういった影響をやはり最近では無視できなくなってしまいまして、高齢化の影響もあると我々は思っております。何とかしたいという気持ちはあるんですけども。収納率を上げるためにには、やはり先程申し上げましたとおり、執行停止も視野に入れた調査をしっかりやっていくと、地道ですけれどもそれを行っていくことが、大事かなと思っています。

事務局：項目の内容について補足をさせていただきます。健康診査の受診率、がん検診もそうですし、保険料の収納率にも同じことが言えるんですが、ここは指標の中に、例えば健診でしたら、健診受診率が前年度と比較して3ポイント以上向上している場合に点数が取れるとか、収納率に関しましても、収納率が0.5ポイント以上向上している場合というような指標になっているんですね。三島市の場合は、がん検診や特定健診の受診率は県平均よりかなり高い状況になっています。収納率もいいんですが、ではなぜこれらの点数が低いのかというと、この保険者努力支援制度というものが、頑張っていない保険者に頑張らせるような内容の指標になっておりまして、前年度からの上昇率がポイントに反映される項目が複数あります。上昇した幅をポイントとして反映させていくので、もともと率が高いところは、そんなに点数が取れないという状況になっております。ですから11ページの右側の右下の表を見ていただきますと、上昇、向上しているかという指標があって、そこがマイナスとなっています。ですから、受診率は高いのにも関わらず、上昇率は、もともと受診率が高いのでそれ以上なかなか上がらないという点もありますし、このような点数になっております。

それから、満点を取れれば交付額が相当上がるのかというご質問ですが、もともと国がこの制度にかける予算が一定額で決まっています。その一定額に対して、みんなが頑張れば、みんなでその額を分配するという形ですので、頑張った分だけ加算してもらえるということではなくて、総額が決まっている中で、それを全国で割り振るという形ですので、そこまでたくさん金額が上がるかというと、それほど上がらないというのがお答えになります。

事務局：収納率の件で一点だけ補足をさせていただきます。これは9月の議会の決算報告でも

申し上げますけれど、国保税の調定額が前年度よりも1億9,000万円ほど下がっております。この傾向は、先程申しました高齢化率と関わってくるのかなと思われます。ただ、調定額の1億9,000万円の減少に対して、収納額の前年度からの減少額については、調定額のマイナス分=収納額のマイナス分ではなくて、1億5,000万円ほどで抑えております。ですから、5,000万円から3,000万円ぐらい、収納額の減少を何とか抑え込んでいるという現状ですので、多少の効果は出ているのかなと思っております。

委員：すいません。私からも1点質問させていただきます。議案書の12ページ、6款の繰入金のところですけれども、その3節、未就学児均等割保険税繰入金です。これは令和4年度から始まったということで、本当に、生まれた赤ちゃんにも、均等割ということで、三島ですと31,800円ですか、県下で2番目に高いということもあって、三島市の中でもこれを何とかして欲しいという市民から要望もございましたし、同時に県知事、全国知事会の国への要望等の反映もあって、未就学児均等割保険税の軽減が実施されたと理解しているわけですけれども。実際、令和4年度については、国保加入世帯における未就学児のいる世帯の割合がどの程度だったのかということを、確認させていただきたいということが1点。

それから、未就学児をお持ちの家庭ということで、もともと所得の低いご家庭が多かっただろうということで、それ以前の2割減免、5割減免、7割減免、この対象になっていた世帯もあろうかと思うんですが。そういう観点も含め、先ほど、収納率が現年分で96%、全体で85%とほぼ変わらないということでしたが、特にこの未就学児をお持ちの世帯の中での負担の状況の変化が、滞納状況にどのように変化をもたらしているのか、もし傾向がわかれれば教えてください。

会長：よろしいですか、割合ですね、まず。

事務局：まず未就学児の均等割の減額措置の対象者の割合ですけども、約1万4,000世帯あるうち未就学児のいる世帯は370世帯ぐらいということで、全体の3%弱がその対象になっております。

会長：次はどうでしょうか。

事務局：未就学児世帯の滞納への影響に関するデータは、すいませんが、我々の方でも取ってはおりません。ただし、退職をされた方、失業された方で、被保険者をいわゆる扶養者を抱えていらっしゃるご家庭は大変なのだろうなというのは、相談をとおして伝わってきております。ですので、やはりそういった方の立ち直りを待つというのも必要なかなとは実感として感じています。ですからその間、分割納付、徴収猶予でつなぐということは、当然やっていかなければならないことかと思っております。

会長：よろしいでしょうか。令和4年度、被保険者数が4.76%減っている、特別会計の単年度収支が前年度に比べて9.5倍、1億2,300万円ほどのマイナスというところで、令和4年度はこのような感じでございました。

(2) 第2号議案（報告）「令和5年度国民健康保険税本算定状況について」

- 事務局より資料に基づき説明
- 質疑応答

委員：考え方というか解釈の仕方だけ確認させてください。3ページの諸数値の表では、令和5年度、所得軽減の割合実数そのものが減っているということですけれども、一方

で13ページでは、税制改正に伴う軽減判定所得の拡充ということで、毎年拡充されているんですけども、この拡充によって新たに軽減対象になった部分がある。それにもかかわらず、先程の3ページで、割合実数ともに減っているという、この辺りの考え方というか、どの様に見てるかというところだけ確認をさせてください。

事務局：今回、令和5年度の軽減判定に対する制度改革というのが、一番軽減率の高い7割軽減につきましては、改正がございません。5割軽減と2割軽減の部分につきまして、より多くの方が適用できるように、税制改正されておりまして、軽減の対象となる最低基準というところは変わらないのですが、その軽減を受ける方の中でも、より高い軽減率を受けるようになるような改正の内容となっております。

委員：確認ですが、7割軽減の方が増えて、5割2割の方が減ったという解釈でいいのか、要は、令和4年度から5年の実数、その対象の割合が減ったというのは、今の関係でいうと、7割の方が増えて2割5割が減ったということでいいのかということだけ、もう一度確認させてください。

事務局：先程の私の説明は誤っておりました。大変失礼いたしました。委員の解釈のとおり2割軽減対象者が増えておりますが、資料の6ページにもありますとおり、世帯や1人当たりにおける所得が前年よりも好転しているという点がございますので、その所得の好転に伴って、この軽減制度に該当する対象者の方がそもそも減ってきてているというところが、軽減の適用世帯割合の減少に繋がっている部分になっております。

委員：わかりました。軽減制度の拡充によって増えた分よりも、収入が増えて軽減対象から外れた分の方が上回ったということで、よろしいですね。わかりました。ありがとうございました。

(3) 第3号議案（報告）「三島市国民健康保険第2期保健事業実施計画の令和4年度の事業評価と令和5年度の事業予定について」

○事務局より資料に基づき説明

○質疑応答

会長：私だけかもしれませんけども、まず、ナッジ理論ってどんなものかということと、それから、令和5年の特定健康診査の目標で、特定健診未受診者をAIで分析して、それぞれ受診勧奨通知を作成するって書いてあります。このことについて聞いてもよろしいでしょうか。

事務局：まずナッジ理論というのは、その人が行動しやすいよう、肩を押すような形で後押しして行動を促すことです。例えば、心配性の方には、「あなたは今いまだと少し危ないんですけど」と、これで大丈夫かなと意識させるような案内だとか、真面目にやってらっしゃる方については、「これまでどおりやっていただければいいですよ」という案内だとか。それから、例えば特定健診ですと、「被保険者の方は安く受診ができますので、お金がかからず受けられますよ」だとか、それぞれのタイプの方に、一番効果的な、肩を押して受診していただけるような案内方法を検討しまして、その人なりの勧奨通知を文面を分けて送るようになっています。

AIを使ったものに関しては、委託で行っているんですけども、委託業者の方でAIを使ってグループ分けをして、先程言ったようなナッジ理論を生かした、どういった人たちのグループなら、こういった通知を送ればいい。そういう分析を、AIで

行っているという内容になります。

会長：はい。ありがとうございました。

委員：すみません、わからないことが多いて、いろいろ質問して申し訳ありません。

4ページの各事業の実施内容、令和4年度の⑨ジェネリック医薬品後発品の差額通知ですけれども、実施内容を見ると、ここにあるとおりジェネリックに切り替えると、200円以上削減見込まれる調剤利用がある被保険者に対して通知したということですけれども、実際この通知による効果の検証っていうのを、どの様に行っているのかということと、説明があったかもしれないんですが、この評価で、評価目標値に対する実績値を達成または未達成で判断というところの評価が、アウトプット達成とあるんですが、ここの意味を教えてください。

事務局：まず、ジェネリックの差額通知の効果検証の方法ですけれども、これにつきましてはレセプトのデータから抽出した、ジェネリックの差額通知の効果が幾らになるのかというデータを、KDBシステムから確認できるようになっております。ですので、わたくしどもでは、差額通知を発送してから半年後と1年後に、医療費が削減されたのが幾らだったのか、そういう検証を行っております。通知を発送した金額、掛かった事務手数料、そういうものに比べて、その削減額が幾ら増えているのかというところで、今のところ、大体1年後ぐらいで120万円ぐらいの効果額が出ているかと思います。今は詳しい数字が手元にないものですから、はっきりと申し上げられなくて申し訳ないんですが、そのような形で効果検証を必ず行うようにしております。
それと、アウトプットといいますのは、アウトカムという言葉と対象になっておりまして、アウトプットは私どもが行動することによる効果、また結果ですね、これをどれだけやったのか、何にどれだけ取り組んだのか、そういうことをアウトプットの目標といいます。それに対してアウトカムは、その行動した結果どのような結論、どんな結果が出てきているのかという形で出てくるものですが、ジェネリックのこの項目につきましてはアウトプットという形で、わたしたちがどれだけの行動を起こしたのか、つまり、対象者にどれだけの通知を出したのかということを目標値として設定させていただいております。

(4) その他（情報提供等）

○事務局より資料に基づき説明

○質疑応答

委員：説明ありがとうございました。（2）のところで2点を伺いたいと思います。令和4年度分と3年度分でそれぞれ11世帯1世帯ということですけれども、申請件数についてそれぞれ教えてください。

それから令和5年度は実施していないということですけれども、つい最近の報道によると、中小企業の倒産件数がコロナ禍を上回ったと。理由としては、当時あった支援金がもうなくなっているということと、ゼロ・ゼロ融資の返済が始まって、かなり厳しい状況だということだったんですけれども。そういう昨今において、この減免がなくなったことに代わる対応について、どんなことを考えているかということについて伺います。

事務局：ご質問ありましたコロナの申請件数に対して支給が11件ということで、その申請件数ですけれども、今手持ちの資料は2月28日現在、2月末現在の資料しかないんですけど

れども、全部で15件申請があって、11件が承認をしたという形になっております。
もう一つの中小企業の支援がなくなったということに対する対応については、今の国
保税として、その部分の対応は特に検討してないという状況になっております。

会長：ありがとうございました。

令和5年9月19日

会議録署名人

吉島雄介

立谷純子